

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和 2 年 6 月 9 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和 3 年 3 月 31 日付けで山形県知事から通知があった。

令和 3 年 5 月 11 日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
学事文書課	<p>（山形県私立学校一般補助金） 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について 補助金交付要綱に、消費税仕入控除税額と補助金交付が重複しないための、消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告に関する規定が設けられていなかった。 県は、補助金交付要綱へ上記の定めを設ける必要がある。</p>	<p>令和 2 年度の交付要綱から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する規定を明記した。</p>
総合交通政策課	<p>（山形県運輸事業振興助成費補助金） 事務執行チェックシートによる事務の執行管理について 緊急プログラムに基づく事務執行チェックシートが作成されておらず、代替的なツールの使用も確認できなかった。 県は、正確かつ迅速な事務処理体制の構築を図るため、事務執行チェックシートを作成し、適時、適正な事務の執行管理に努めるべきである。</p>	<p>令和元年度以降は事務執行チェックシートを作成し、業務を行っている。</p>
工業戦略技術振興課	<p>（山形県企業立地促進補助金） 交付対象選定時の審査について 他県で同種補助金の不正受給が発生しており、その手口として納入業者と結託することによる水増しや架空発注書類の偽造などが代表的な事例として</p>	<p>令和 2 年 4 月 1 日要綱改正により対応した。 （内容） 交付要綱第 8 条 事業完了届に添付すべき書類として、次の書類を追加した。</p>

	<p>挙げられる。</p> <p>現状、県が実施している支払証憑の確認や現地検査は、架空発注による不正受給は防止できるが、納入業者と交付先が結託することによる水増し請求には対応できないと考える。</p> <p>そのため、交付先に対して、調達時の見積り合わせの実施の要請や、納入業者から反社会的勢力ではない旨の誓約書の徴取、交付先と納入業者に同一の役員（親族含む）が就任していないか確認を行うなど、水増し請求防止に必要な審査手続の強化を図るべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・反社会的勢力でない旨の誓約書 ・一定金額を超える工事等について見積り合わせを実施しなかった場合、その理由を記載した書面 <p>また、上記理由書の提出がある場合、合理的な理由があるか（単に親族の経営業者に発注していないかなど）を現地調査時に確認する。</p>
<p>観光立県推進課</p>	<p>（バリアフリー化推進事業費補助金） 見積り合わせの実施について</p> <p>県は、当施設整備費補助の申請にあたり、業者からの見積書提出を求めているが、現状は一社のみを見積りをもって申請を受け付け、見積り合わせが行われているかどうかの確認ができていない。</p> <p>原則として、競争入札又は見積り合わせによる調達を交付先に指導すべきである。もし、実施できない合理的な理由がある場合には、随意契約理由書の作成を求め、内容の検討・承認を行う必要がある。</p>	<p>令和2年度補助金交付要綱にて、「補助事業を遂行するために行う契約については、原則として競争入札により契約の相手方及び契約金額を決定しなければならない。ただし、競争入札に適しないと認められる合理的な理由があると知事が認めた場合はこの限りではない。」と規定している。</p>
<p>農業経営・担い手支援課</p>	<p>（公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金） 補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について</p> <p>当補助金の交付要綱には、消費税仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう報告を求める条項は規定されておらず、県から補助事業者等への補助金に係る消費税仕入控除税額の有無の確認についても監査実施時点で行われていなかった。</p> <p>交付先から報告を求めない場合、県は、当該確認を行うべきである。</p>	<p>平成30年度及び平成31年度の当補助金における事務執行では、事業実施主体である（公財）やまがた農業支援センターに消費税仕入控除額の有無を確認し対応した。</p>
<p>農業経営・担い手支援課</p>	<p>（山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金） 補助金に係る消費税仕入控除税額の確</p>	<p>平成30年度及び平成31年度の当補助金における事務執行では、事業実施主体である（一社）山形県農業会議に</p>

	<p>認について</p> <p>当補助金の交付要綱には、消費税仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう報告を求める条項は規定されておらず、県から補助事業者等への補助金に係る消費税仕入控除税額の有無の確認についても監査実施時点で行われていなかった。</p> <p>交付先から報告を求めない場合、県は、当該確認を行うべきである。</p>	<p>消費税仕入控除額の有無を確認し対応した。</p>
6次産業推進課	<p>(学校給食における地産地消推進事業費補助金)</p> <p>実績報告の期限内提出について</p> <p>補助事業者のうち6市町村について、補助金交付要綱で定められた期限を過ぎて実績報告書を提出していた。</p> <p>県は、補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査時間や現地調査の期間等を確保するため、補助金交付要綱で定められた期限内に実績報告を提出するよう市町村に指導する必要がある。</p>	<p>令和2年2月、令和元年度補助金の実績報告の期限内提出について、市町村に対し周知、指導した。</p>
園芸農業推進課	<p>(園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金)</p> <p>補助金額の算出方法に係る各総合支庁の取扱いの共通化について</p> <p>交付先が消費税簡易課税事業者及び免税事業者である場合の補助金額の算出方法について、総合支庁間で統一されていない。</p> <p>公平性の観点から県全体として同じ対応方法により補助金額を算出するべきである。</p>	<p>令和2年2月19日に「令和元年度園芸関係補助事業担当者会議」を開催し、課税区分に応じた補助金額の算定をするよう指導した。</p> <p>事業実施要領様式に課税区分確認欄を設定した。</p>
園芸農業推進課	<p>(園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金)</p> <p>実績報告の期限内提出について</p> <p>補助事業者の一部について、補助金交付要綱で定められた期限を過ぎて実績報告書を提出していた。</p> <p>県は、補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査時間や現地調査の期間等を確保するため、補助金交付要綱で定められた期限内に実績報告を提出するよう市町村に</p>	<p>令和2年2月19日に「令和元年度園芸関係補助事業担当者会議」を開催し、期限内提出をするよう指導した。</p>

	指導する必要がある。	
河川課	<p>(公募型支障木伐採事業費補助金)</p> <p>実績報告における収支報告書添付の徹底</p> <p>実績報告書に収支報告書が添付されておらず、収支報告書の調査が行われていない補助先が数件あった。</p> <p>県は補助金交付要綱に収支報告書の提出が必ず行われるよう改訂し、収支報告書の適時適切な調査を確実にを行い、補助金が適正に使用されていることを確かめるべきである。あわせて、補助金交付要綱上の「必要があるとき」という曖昧な表現についても修正すべきである。</p>	<p>収支報告書の提出がなされるよう、令和2年7月に補助金交付要綱を改訂した。同要綱の改訂にあわせ、曖昧な表現についても修正を行った。</p>
スポーツ保健課	<p>(山形県高等学校体育連盟補助金)</p> <p>補助事業実施状況報告書の提出期限の遵守について</p> <p>補助事業実施状況報告書が、提出期限経過後に受理されていた。</p> <p>県は、交付先に対して提出期限を遵守するよう指導する必要がある。</p>	<p>令和2年6月4日付けの令和2年度の補助金交付決定通知とともに県高等学校体育連盟事務局に対して指導した結果、令和2年度は提出期限前の12月21日付けで報告されている。</p>